

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月六日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第十六号

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（昭和四十一年佐賀県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 外国勤務手当

第三十一条の三の次に次の一条を加える。

（外国勤務手当）

第三十一条の四 外国勤務手当は、外国を勤務地とする職員に支給する。

2 前項の手当の額は、勤務一月につき、同項の職員が在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第一項の在外職員（以下「在外職員」という。）であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当の月額（在勤基本手当にあつては同法の規定による額に百分の八十を乗じて得た額とし、住居手当にあつては同法の規定による限度の額に百分の八十を乗じて得た額を限度とし、配偶者手当にあつては同法の規定による額に百分の八十を乗じて得た額から職員給与条例第八条第二項第一号に掲げる扶養親族のある職員に対して支給する扶養手当の月額に相当する額を減じた額とする。）の合計額に相当する額とする。

3 第一項の手当の支給期間は、在勤手当の支給を受ける在外職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（佐賀県職員給与条例の一部改正）

2 佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条の六の見出しを「（適用除外）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第七条の二、第七条の三、第九条の二から第十条の二まで、第十一条の二から第十一条の四まで、第十三条から第十五条まで、第十六条の二から

第十六条の四まで及び前条の規定は、佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（昭和四十一年佐賀県条例第一号）の規定による外国勤務手当の支給を受ける職員には適用しない。

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十略</p> <p>二十一 外国勤務手当</p> <p>二十二 略</p> <p>(外国勤務手当)</p> <p>第三十一条の四 外国勤務手当は、外国を勤務地とする職員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務一月につき、同項の職員が在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十二号)第二条第一項の在外職員(以下「在外職員」という。)であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当の月額(在勤基本手当にあつては同法の規定による額に百分の八十を乗じて得た額とし、住居手当にあつては同法の規定による限度の額に百分の八十を乗じて得た額を限度とし、配偶者手当にあつては同法の規定による額に百分の八十を乗じて得た額から職員給与条例第八条第二項第一号に掲げる扶養親族のある職員に対して支給する扶養手当の月額に相当する額を減じた額とする。)(の合計額に相当する額とする。</p> <p>3 第一項の手当の支給期間は、在勤手当の支給を受ける在外職員の例による。</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十略</p> <p>二十一 略</p>

附則第二項（佐賀県職員給与条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>（適用除外） 第十七条の六 略</p> <p>2 第七条の二、第七条の三、第九条の二から第十条の二まで、第十一条の二から第十条の四まで、第十二条から第十五条まで、第十六条の二から第十六条の四まで及び前条の規定は、佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（昭和四十一年佐賀県条例第一号）の規定による外国勤務手当の支給を受ける職員には適用しない。</p>	<p>（再任用職員についての適用除外） 第十七条の六 略</p>